

墨田区消費者ニュース

平成29年6月発行 第127号

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



危ない! クリック前にチェック!

危ない! クリック前にチェック!

ちょっと待って!! そのサイト、大丈夫ですか?
インターネットには様々な危険が潜んでいます。
転ばぬ先の知識を持てば安心です!!

手軽で便利なはずのインターネット通販ですが、油断していると「二セモノが届いた」「商品が届かない」などというトラブルに巻き込まれる危険性もあります。

どうして
届かないの
かしら...



以下の注意点を知っていれば、未然に危険を察知できるはず!

～インターネット通販における注意ポイント～

- 所在地や連絡先、他の利用者の評価など**事業者の情報を自分でしっかりと確認**しましょう。
- 一般に流通してる価格よりも大幅に安く販売されている場合など、購入する商品が**模倣品でないか十分に注意**しましょう。
- 配送方法や配送期間**などがどの程度かかるかを知っておきましょう。
- クレジットカードが利用できず、**支払方法が銀行振込のみしか用意されていない場合で、個人名口座の場合は十分に注意**しましょう。
- サイズ違いなど購入後にトラブルに遭遇することもあるため、**キャンセル・返品条件、利用規約は事前に必ず確認**しましょう。
- 支払後でも悩まず、速やかに**消費生活センター、警察等に相談**しましょう。

(消費者庁ホームページから抜粋)

携帯電話を買いに行ったらタブレットを買わされた ～お得と勧められても、よく考えて!!～

【相談事例】

2週間前、自宅の固定電話が故障したので、携帯電話の契約をした。

ショップに出向き、「携帯電話が欲しい」と伝えると、店員はお得なキャンペーン中と言って、長時間いろいろな説明をした。難しくて内容はよく分からなかったが、サインが欲しいといわれ書類に名前を書いた。

携帯電話を買うだけのつもりが家に帰ってよく見たら、タブレット端末も契約していたことが分かった。自分には全く不要なものなので、契約を取り消して欲しい。

【アドバイス】

携帯電話の契約時や機種変更時に、タブレット端末の契約を勧められるケースがあります。割引やキャンペーンなどでお得と勧誘されますが、ほとんどの場合一定期間の契約が条件となっており、中途解約する場合は違約金が発生します。安易に業者の勧誘を了承せず、必要がなければきっぱり断りましょう。

この事例では、インターネットを全く利用したことがなく、通話のみの携帯電話を希望する高齢者に、タブレット契約を勧めていました。センターは、高齢者が契約内容を全く理解していない事を業者と交渉し、契約を取り消すことができました。

すみだ消費者センター相談室

相談専用ダイヤル **5608-1773**
— まずは電話でご相談ください —

■相談日・・・月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間・・・午前9時00分～午後4時30分

■所在地・・・墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

- 東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線
「押上駅」A3出口徒歩3分
- 東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分
- 区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター」前

